



マイナンバー 4つのお知らせ

1 通知カードの受け取りはお済みですか

昨年11月以降、本庄市に住民登録がある人（世帯主宛）にマイナンバーをお知らせする「通知カード」を郵送しました。配達時不在などで市へ返戻となった「通知カード」は、今年3月末に廃棄予定でしたが、当面の間、保管期間を延長し保管しています。まだ受け取っていない人はお早めにお受け取りください。

なお、廃棄実施後の通知カード交付は、再交付手数料500円が必要となります。また作成に日数がかかり、即日交付はできません。

受取場所

- 平成27年10月5日時点の住民登録地が
 - ・本庄地域の人…市民課（市役所1階）
 - ・児玉地域の人…市民福祉課（アスパアこだま内）

持参書類

- ・本人又は同一世帯の人が受け取る場合…来庁者の本人確認書類
- ・それ以外の人を受け取る場合…本人及び代理人双方の本人確認書類、委任状

※本人確認書類（原本）

- ・写真付のものは1点（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等）
- ・写真付でないものは2点（保険証、年金証書、年金手帳、預金通帳等）

2 これからマイナンバーカードの申請をする人へ

「マイナンバーカード」の作成は任意です。申請は、通知カードと一体で送付された「個人番号カード交付申請書」によりお申し込みください。

注意

申請書を紛失した人、婚姻や転居等により通知カードの記載内容（住所・氏名等）に変更があった人、外国人でビザの更新により在留期限等に変更があった人は、変更前の申請書では申し込みできません。新しい申請書を発行しますので、市民課又は市民福祉課の窓口へお越しください。

なお、申請書の発行には本人確認書類（1）の本人確認書類欄参照）が必要です。



マイナンバーカード（おもて面）

3 申請したマイナンバーカードの受け取りはお早めに

交付申請した「マイナンバーカード」は、市の委託機関（地方公共団体情報システム機構）が作成し、市に届いた後、申請者へ受取案内通知をお送りします。受け取りは、本人確認や暗証番号の設定などに時間を要するため、予約制となっています。

案内通知が届いている人でまだ予約をしていない人は、受取期限を過ぎても受け取りができますので、早めに予約してください。なお、受け取りには本人確認書類（1）の本人確認書類欄参照）が必要です。

予約の際には、第2希望日・第3希望日もご検討ください。

予約電話番号

- 本庄地域 ☎ 1246（コールセンター）
- 児玉地域 ☎ 1333（市民福祉課）

4 本庄地域のマイナンバーカード交付会場は1階へ移転しました

受取案内に同封の交付通知はがきに「5階504会議室」と表示されている場合がありますのでご注意ください。児玉地域の方は市民福祉課（アスパアこだま内）で変更はありません。

○マイナンバーに関する問合せ

本庄市マイナンバーコールセンター ☎ 1246
平日：午前8時30分～午後5時15分

○総合的なマイナンバーに関する問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178（日本語）※
☎ 0120-0178-27（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）※

受付時間 平日：午前9時30分～午後8時（年末年始を除く）

土・日・祝：午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）

※紛失した場合の連絡は同じダイヤルで24時間体制となっています。

国民年金保険料の納付が難しいときは… 7月から「免除」「納付猶予」申請の受付が始まります

所得が少ないときや失業等により国民年金保険料（平成28年度 月額16,260円）を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や、猶予となる「納付猶予制度」を利用しましょう。

7月1日（金）から平成28年度分（平成28年7月～29年6月）の申請受付を開始しますので、利用希望者は忘れずに申請してください。

保険料免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下（表1参照）の人が対象で、所得額に応じて「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」のいずれかの額が免除されます。

納付猶予制度

50歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下（表1参照）の人は、保険料の納付が猶予されます。

対象年齢の拡大

これまでの「若年者納付猶予制度」は、30歳未満の人が対象でしたが、7月1日から対象年齢が50歳未満に拡大され、制度の名称も「納付猶予制度」へ変更となりました。

失業等による特例

「免除」「納付猶予」の通常の申請では、所得審査対象者全員の前年所得がそのまま審査されますが、失業等を理由とした申請（＝特例申請）の場合には、失業した人（配偶者・世帯主も含む）の所得については審査対象から除かれます。

なお、特例申請が可能な期間は、失業日（＝退職日の翌

申請

日）を起算日として、その前月から翌々年の6月までです。**例平成28年度分の申請の場合** 失業日が平成27年1月1日以降であれば特例申請が可能。

申請場所 市民課国民年金係（市役所1階）又は市民福祉課（アスパアこだま内）

留意

- ①年金手帳又は基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑
- ③特例申請をする人は、失業したことわかる「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」「退職辞令（公務員）」等のいずれかのコピー

※申請は原則として毎年度必要ですが、昨年度に全額免除又は納付猶予の承認（特例申請による承認を除く）を受けた人で、あらかじめ翌年度以降の継続申請を希望している場合は、今年度の申請は必要ありません。後日、年金事務所から郵送される審査結果を確認してください。

※両制度とも申請時点から2年1か月前まで遡って申請

表1 免除等の所得基準額（所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること）

	所得基準額
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等

※扶養親族等が、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族（70歳以上）の場合は48万円、特定扶養親族（19歳～23歳未満）及び16歳から19歳未満までの扶養親族の場合は63万円。

表2 免除等と将来の年金受給との関係

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格期間	年金額	保険料納付要件
全額免除	算入される	8分の4が反映	算入される
4分の3免除		8分の5が反映	
半額免除		8分の6が反映	
4分の1免除		8分の7が反映	
納付猶予・学生納付特例		反映されない	
未納	算入されない	反映されない	算入されない

※免除等を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（＝追納）ができ、追納すると将来受け取る年金額は減少しません。

できませんが、申請が遅れて保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡等の万一の際に障害年金や遺族年金を受けられない恐れがありますので、申請はお早めにお願います。

★市民課国民年金係
市民福祉課 ☎ 1114
熊谷年金事務所 ☎ 1333
☎ 048-522-5012